

## 平成17年度（第42回） 全国精神保健福祉センター長会定期総会

日時：平成17年 8月 5日（金） 11:00～15:00
場所：アジュール竹芝 東京都港区海岸1-11-2

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 挨拶

#### 3 新会員紹介

#### 4 報告事項

- (1) 経過報告(山下)
- (2) 第1回大都市部会報告(岡崎, 敬称略, 以下同じ)
- (3) 第108回精従懇報告(7月23日(土))(桑原)
- (4) 全国精神医療審査会連絡協議会について(山下)
- (5) 全国精神保健福祉センター所長会議(厚生労働省主催)について(山下)
- (6) 平成17年度全国精神保健福祉センター長会議及び研究協議会について(山下)
- (7) 精神保健指定医研修会について(山下)
- (8) その他

#### 5 特別講演

矢島 鉄也 精神保健福祉課長「障害者自立支援法と今後の精神保健福祉施策」(仮題)

#### 6 議長団選出

#### 7 議事

- (1) 平成16年度事業報告及び収支決算報告
- (2) 平成17年度事業計画(案)及び収支予算(案)
- (3) 役員改選
- (4) その他

#### 8 報告及び協議

- (1) 自立支援医療制度運営調査検討会について(桑原)
- (2) 障害者自立支援法案への対応(精神保健福祉課との意見交換)について(川関)
- (3) 平成17年度厚生労働科学研究
  - ① 「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」について(自澤, 築島)
  - ② 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(山下)
  - ③ 「措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究」(岡崎, 川関)
- (4) 精神保健福祉審議会についての調査報告(岡崎)
- (5) その他

#### 9 閉会

平成 17 年度 センター長及び交代者名簿

北海道・東北ブロック (9)

センター名	所長名	旧所長名	センター所長交代
北海道立精神保健福祉センター	田辺 等	伊藤 哲寛	○
札幌こころのセンター	築島 健		
青森県立精神保健福祉センター	渡邊 直樹		
岩手県精神保健福祉センター	黒澤 美枝	北島 顕浩	○
宮城県精神保健福祉センター	白澤 英勝		
仙台市精神保健福祉総合センター	岡崎 伸郎		
秋田県精神保健福祉センター	伏見 雅人		
山形県精神保健福祉センター	有海 清彦		
福島県精神保健福祉センター	畑 哲信		

関東・甲信越ブロック (16)

センター名	所長名	旧所長名	センター所長交代
茨城県精神保健福祉センター	菅野 裕樹	山岸 一夫	○
栃木県精神保健福祉センター	増茂 尚志		
群馬県こころの健康センター	宮永 和夫		
埼玉県立精神保健福祉センター	丸田 俊彦		
さいたま市こころの健康センター	黒田 安計		
千葉県精神保健福祉センター	川島 道美		
千葉市こころの健康センター	富山 學人		
東京都立精神保健福祉センター	佐々木 昭子		
東京都立中部総合精神保健福祉センター	川関 和俊		
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	伊勢田 堯		
川崎市精神保健福祉センター	菅野 到	下山 千景	○
神奈川県精神保健福祉センター	桑原 寛		
横浜市こころの健康相談センター	白川 教人	勝島 聡一郎	○
新潟県精神保健福祉センター	福島 昇		
山梨県立精神保健福祉センター	近藤 直司		
長野県精神保健福祉センター	小泉 典章		

中部・近畿ブロック (18)

センター名	所長名	旧所長名	センター所長交代
岐阜県精神保健福祉センター	丹羽 伸也		
静岡県精神保健福祉センター	松本 晃明		
静岡市こころの健康センター	佐野 光正		新規加入
愛知県精神保健福祉センター	大重 頼三郎		
名古屋市精神保健福祉センター	竹内 浩		
三重県こころの健康センター	崎山 忍		
滋賀県立精神保健総合センター	波多野 和夫		
富山県心の健康センター	數川 悟		
石川県こころの健康センター	清田 吉和		
福井県精神保健福祉センター	得津 馨		
京都府精神保健福祉総合センター	森 雅彦		
京都市こころの健康増進センター	山下 俊幸		
大阪府こころの健康総合センター	岡田 清		
大阪市こころの健康センター	古塚 大介		
兵庫県立精神保健福祉センター	大西 道生		
神戸市こころの健康センター	柿本 裕一		
奈良県精神保健福祉センター	平山 智英		
和歌山県精神保健福祉センター	北端 裕司	朝井 忠	○

中国・四国ブロック (10)

センター名	所長名	旧所長名	センター所長交代
鳥取県立精神保健福祉センター	原田 豊		
島根県立心と体の相談センター	青木 眞策	永岡 秀之	○
岡山県精神保健福祉センター	藤田 健三		
広島県立総合精神保健福祉センター	横田 則夫		
広島市精神保健福祉センター	衣笠 隆幸		
山口県精神保健福祉センター	河野 通英		
徳島県精神保健福祉センター	幸田 文一		
香川県精神保健福祉センター	長楽 鉄乃祐		
愛媛県精神保健福祉センター	橘 史朗	青木 眞策	○
高知県立精神保健福祉センター	山崎 正雄		

## 九州ブロック (10)

センター名	所長名	旧所長名	センター所長交代
福岡県精神保健福祉センター	下野 正健		
北九州市立精神保健福祉センター	沖 勉		
福岡市精神保健福祉センター	西浦 研志		
佐賀県精神保健福祉センター	中澤 武志		
長崎県精神保健福祉センター	浦田 実		
熊本県精神保健福祉センター	中島 央		
大分県精神保健福祉センター	大隈 紘子		
宮崎県精神保健福祉センター	岩本 直安		
鹿児島県精神保健福祉センター	富永 秀文		
沖縄県立総合精神保健福祉センター	仲本 晴男		

## 平成16年度 事業報告

### 1 総会

- (1) 定期総会 平成16年 7月23日(金) アジュール竹芝

### 2 理事会

- (1) 第1回 平成16年 7月23日(金) アジュール竹芝  
(2) 第2回 平成16年10月25日(月) 島根県・ホテル宍道湖  
(3) 第3回 平成17年 3月20日(日) 東京都立精神保健福祉センター

### 3 常任理事会

- (1) 第1回 平成16年 5月16日(日) 東京都立精神保健福祉センター  
(2) 第2回 平成16年 9月23日(木) 東京都立精神保健福祉センター  
(3) 第3回 平成16年12月19日(日) 東京都立精神保健福祉センター  
(4) 第4回 平成17年 2月 5日(土) 東京都立精神保健福祉センター

### 4 全国精神保健福祉センター長会会議、全国精神保健福祉センター研究協議会等

- (1) 全国精神保健福祉センター長会会議  
平成16年10月25日(月) 島根県・ホテル宍道湖  
(2) 平成16年度精神保健福祉センター所長会議  
平成16年 7月22日(木) 厚生労働省  
(3) 全国精神保健福祉センター研究協議会  
平成16年10月25日(月)～26日(火) 島根県・ホテル宍道湖

### 5 地域精神保健福祉体制検討委員会

- (1) 常任理事会にあわせて4回実施 東京都立精神保健福祉センター

### 6 全国精神保健福祉センター長会大都市部会

- (1) 平成16年 7月22日(木) 東京都立精神保健福祉センター  
(2) 平成17年 2月23日(水) 東京都立精神保健福祉センター

### 7 全国精神医療審査会事務担当者会議

- (1) 平成17年 2月23日(水) 東京都立松沢看護専門学校

### 8 会報等発行

- (1) センター長会会報「第44号発行」 富山県精神保健福祉センター

### 9 要望等

- (1) 地域社会における処遇のガイドライン概要(案)等に関する意見  
(平成16年 9月 3日付、精神保健福祉課長宛)  
(2) 精神保健福祉法改正に関する要望  
(平成16年12月27日付、厚生労働大臣宛)

### 10 厚生労働省との連絡協議等

- (1) 平成17年 2月 5日(土) 東京都立精神保健福祉センター  
(2) 平成17年 1月 6日, 2月18日, 3月 3日 厚生労働省 精神保健福祉課

## 11 会議等への出席

- (1) 精神保健従事者団体懇談会・・・桑原（神奈川）  
平成16年 5月22日、7月10日、9月25日、11月27日、平成17年 1月22日、  
3月26日
- (2) 精神保健従事者団体懇談会定例会 100回記念 第5回精神保健フォーラム  
平成16年 7月24日（土）～7月25日（日） ヤマハホール・・・桑原他
- (3) 精神医療審査会連絡協議会理事会  
平成17年 2月24日・・・青木（愛媛）、川関（東京中部）、岡崎（仙台）
- (4) 地域精神保健指導者研修会  
～参加者がつくる自殺対策のプランニング～ ・・数川（富山）
- (5) 平成16年度厚生労働科学研究「措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方  
に関する研究」班会議・・・川関（東京中部）、岡崎（仙台）
- (6) 第37回全国精神障害者家族大会東京大会の来賓出席・・・伊勢田（東京多摩）
- (7) 精神障害者小規模作業所運営助成事業委員会・・・佐々木（東京都立）

## 12 調査研究

- (1) 平成16年度厚生労働科学研究事業「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」  
白澤（宮城）、築島（札幌）、山崎（高知）、数川（富山）、青木（愛媛）、勝島（横浜）、北畠（岩  
手）、有海（山形）、濱野（国立保健医療科学院）
- (2) 平成16年度厚生労働科学研究「自殺の実態に基づく予防対策の推進に関する研究」  
（上田主任研究者）渡邊（青森）、福島（新潟）、小泉（長野）、松本

## 13 後援名義の承諾

- (1) 全国精神障害者地域生活支援協議会 第8回全国大会 in 静岡  
平成16年 7月 5日（月）～ 7月 6日（火）・・・全国精神障害者地域生活支援協議会
- (2) 平成16年度精神障害者職業自立啓発事業 第3回精神障害者就業支援中央セミナー  
平成16年 9月16日（土）～ 9月17日（日）・・・社団法人日本てんかん協会
- (3) 第37回全国精神障害者家族大会（東京大会）  
平成17年 2月24日（木）・・・全国精神障害者家族会連合会
- (4) 平成16年度精神障害者社会復帰促進事業（厚生労働省委託事業）全国生活支援大会  
平成16年11月25日（木）～11月27日（土）・・・全国精神障害者社会復帰施設協会
- (5) 第5回全国障害者スポーツ大会オープン競技・第5回全国精神障害者スポーツ大会、同大会リハ  
ーサル大会  
平成17年 5月29日（日）・・・リハーサル 平成17年11月 6日（日）・・・大会
- (6) 第4回全国こころの美術展  
平成16年 6月18日（金）～6月23日（水） 東京  
7月 2日（金）～7月 4日（土） 山形
- (7) 第29回全国精神保健福祉業務研修会  
平成17年 2月17日（木）～2月18日（金） 東京

平成 16 年度 収支決算

収入の部

単位:円

科目	当年度予算額	収入済額	対予算増減 (△)	備考
会費	3,100,000	3,100,000	0	50,000×62
雑収入	1,000	44	▲ 956	預金利息
繰越金	2,050,942	2,232,763	181,821	
計	5,151,942	5,332,807	180,865	

支出の部

単位:円

科目	当年度予算額	支出済額	対予算増減 (△)	備考
事務費	2,070,000	1,735,471	▲ 334,529	
消耗品費	50,000	30,000	▲ 20,000	東京都立精神保健福祉センター
旅費	2,000,000	1,685,471	▲ 314,529	
人件費	20,000	20,000	0	
事業費	800,000	743,360	▲ 56,640	
通信費	150,000	93,360	▲ 56,640	含メールングリスト使用料
印刷費	500,000	500,000	0	富山県心の健康センター
会報編集費	50,000	50,000	0	富山県心の健康センター
調査研究費	100,000	100,000	0	厚生労働科学研究助成
会議費	750,000	753,872	3,872	
総会	300,000	253,322	▲ 46,678	
研究協議会	300,000	300,000	0	島根県立精神保健福祉センター
役員会	150,000	180,550	30,550	理事会、常任理事会昼食代
報償費	0	20,000	20,000	審査会事務担当者会(平田先生)
大都市部会	50,000	0	▲ 50,000	
精從懇分担金	50,000	50,000	0	
予備費	1,613,763	0	▲ 1,613,763	
計	5,333,763	3,282,703	▲ 2,051,060	

収入済額-支出済額=繰越額

5,332,807円 - 3,282,703円 = 2,050,104円

## 平成17年度 事業計画(案)

- 1 定期総会年 1回
- 2 理事会 年3回
- 3 常任理事会 年6回程度
- 4 地域精神保健福祉体制検討委員会 随 時
- 5 全国精神保健福祉センター長会会議 北海道(札幌市) 9月12日(月)
- 6 全国精神保健福祉センター研究協議会 同 9月12日(月)～13日(火)
- 7 調査研究
  - (1) 平成17年度厚生労働科学研究「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」
  - (2) 平成17年度厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」
  - (3) 会員による調査研究
- 8 厚生労働省との連絡協議等 随 時
- 9 精神医療審査会事務担当者会議の開催
- 10 センター長会会報「第45号」発行 中国・四国ブロック担当
- 11 会議等への出席
  - (1) 精神保健従事者団体懇談会
  - (2) 全国精神医療審査会連絡協議会
  - (3) 「措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究」  
(山崎研究班) 班会議
  - (4) 地域精神保健指導者研修企画委員会
  - (5) その他
- 12 その他

平成17年度 収支予算(案)

収入の部

単位：円

科目	当年度予算額	前年度予算額	前年度予算対増減(△)	備考
会費	3,150,000	3,100,000	50,000	50,000×63 (静岡市：新規)
雑収入	1,000	1,000	0	預金利息
繰越金	2,050,104	2,232,763	▲ 182,659	
計	5,201,104	5,333,763	▲ 132,659	

支出の部

単位：円

科目	当年度予算額	前年度予算額	前年度予算対増減(△)	備考
事務費	2,210,000	2,070,000	140,000	
消耗品費	80,000	50,000	30,000	
旅費	2,000,000	2,000,000	0	
人件費	30,000	0	30,000	東京都立精神保健福祉センター事務費
事業費	100,000	20,000	80,000	事務局事務の一部外部委託を行うため
通信費	900,000	800,000	100,000	
印刷費	150,000	150,000	0	含メーリングリスト使用料
会報編集費	500,000	500,000	0	
調査研究費	50,000	50,000	0	
会議費	200,000	100,000	100,000	1件10万円 ×2件
総会	750,000	750,000	0	
研究協議会	300,000	300,000	0	
役員会	300,000	300,000	0	北海道
報償費	150,000	150,000	0	
大都市部会	50,000	50,000	0	
精從懇分担金	50,000	50,000	0	
予備費	1,241,104	1,613,763	▲ 372,659	
計	5,201,104	5,333,763	▲ 132,659	

## 全国精神保健福祉センター長会会則

### (名称及び所在地)

第1条 本会は、全国精神保健福祉センター長会と称し、事務局を原則として、会長の在する精神保健福祉センターに置く。

### (構成)

第2条 本会は、全国の精神保健福祉センター及び、精神保健相談所等（以下「精神保健福祉センター等」という。）の長をもって構成する。

### (目的及び事業)

第3条 本会は、地域精神保健福祉の向上を目的とし、次の事業を行う。

- 1 全国精神保健福祉センター研究協議会を開催すること。
- 2 精神保健福祉センター等の事業及び運営の向上に関すること。
- 3 精神保健福祉センター等の連携に関すること。
- 4 地域精神保健福祉に関する調査研究
- 5 会報の発行
- 6 その他本会の目的達成に必要なこと。

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
常任理事	ブロック選出5名、並びに会長指名若干名
理事	ブロック選出6名、並びに会長指名若干名
監事	2名

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐して会務を掌り、会長事故あるときはその職務を代理し、会長欠員のときはその職務を行う。

常任理事は、常務を掌る。

理事は、会務を掌る。

第6条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

第7条 会長は、総会において選出する。

副会長は、会長が指名し、総会で承認する。

各ブロック選出の常任理事及び理事は、各ブロックの会員が選出する。

ブロック選出常任理事は各ブロック1名、ブロック選出理事は中部・近畿ブロックは2名、他のブロックは1名とする。

監事は、以下のブロックの組み合わせ順で、ブロックから候補者を1名推薦し、総会において承認する。

北海道・東北ブロックと中国・四国ブロック

関東・甲信越ブロックと九州ブロック

中部・近畿ブロックと北海道・東北ブロック

中部・近畿ブロックと関東・甲信越ブロック

九州ブロックと中部・近畿ブロック

第8条 役員に欠員を生じたときは、次の総会において選出する。

(顧問)

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

但し、常任理事会が必要と認めるときは、委員会を置くことができる。

第11条 総会は、会員をもって構成し、毎年1回以上会長が召集する。

第12条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 1 収支予算
- 2 収支決算
- 3 会則の変更
- 4 事業計画
- 5 経費の収入方法
- 6 重要な財産の管理方法及び処分
- 7 解散に関する事項
- 8 その他重要な事項

(2) 会長は、総会において次のことを報告しなければならない。

- 1 庶務及び会計報告
- 2 事業報告

第13条 総会は、会員の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(2) 総会に出席できない会員は、委任状をもって出席にかえることができる。

第14条 総会の議長及び副議長は各1名とする。

第15条の1 理事会は、会長、副会長、理事及び常務理事をもって構成し、会長が召集する。

(2) 理事会は、理事会構成員の半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(3) 理事会に出席できない場合は、委任状をもって出席にかえることができる。

(4) 総会に提出すべき事項は、理事会の議決をようする。

第15条の2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が召集する。

(2) 常任理事会は、常任理事の過半数をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

(3) 常任理事会に出席できない場合は、委任状をもって、出席にかえることができる。

(4) 常任理事会は、本会の常務を掌るうえで、必要な事項を定めることができる。

第16条 経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

第17条 会費の額及び徴収方法は、総会の議決を経て定める。なお、会費は平成8年度より年額50,000円とする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第19条 本会事務局の執務に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則)

第20条 本会の会則は、昭和39年11月18日より執行する。

- 1 昭和40年10月19日 一部改正
- 2 昭和42年11月14日 一部改正
- 3 昭和45年 6月 5日 一部改正
- 4 昭和46年 5月19日 一部改正
- 5 昭和54年 6月13日 一部改正
- 6 昭和62年 6月25日 一部改正
- 7 昭和62年11月16日 一部改正
- 8 昭和63年 6月18日 一部改正
- 9 平成 3年 6月26日 一部改正
- 10 平成 5年 7月23日 一部改正
- 11 平成 7年 7月20日 一部改正
- 12 平成15年 7月25日 一部改正

平成 17 年度 全国精神保健福祉センター長会役員名簿

役 職	氏 名	所 属
会長	山下 俊幸	京都市こころの健康増進センター
副会長	白澤 英衛	宮城県精神保健福祉センター
副会長	川関 和俊	東京都立中部総合精神保健福祉センター
副会長	山崎 正雄	高知県精神保健福祉センター
常任理事	築島 健	札幌市精神保健福祉センター
常任理事	岡崎 伸郎	仙台市精神保健福祉総合センター
常任理事	伊勢田 堯	東京都多摩精神保健福祉センター
常任理事	佐々木 昭子	東京都立精神保健福祉センター
常任理事	桑原 寛	神奈川県精神保健福祉センター
常任理事	數川 悟	富山県精神保健福祉センター
常任理事	原田 豊	鳥取県立精神保健福祉センター
常任理事	下野 正健	福岡県精神保健福祉センター
理事	有海 清彦	山形県精神保健福祉センター
理事	川島 道美	千葉県精神保健福祉センター
理事	松本 晃明	静岡県精神保健福祉センター
理事	岡田 清	大阪府こころの健康総合センター
理事	長楽 鉄乃祐	香川県精神保健福祉センター
理事	富永 秀文	鹿児島県精神保健福祉センター
監事	小泉 典章	長野県精神保健福祉センター
監事	西浦 研志	福岡市精神保健福祉センター

## 平成 17 年度 全国精神保健福祉センター所長会議

日 時 :  
場 所 :

### 次 第

毎年、厚生労働省主催により開催されているこの会議は、国会日程との関係等により平成 17 年度は開催されなかった。

## 平成17年度 全国精神保健福祉センター長会会議

日時：平成17年 9月12日(月) 13:00～14:45
場所：WEST19(札幌市こころのセンター)

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 報告事項

- (1) 国立精神・神経センター精神保健研究所自殺予防支援ホームページ
- (2) 「社会的入院の解消に向けて(精神医療委員会報告)」(日本精神保健福祉士協会)
- (3) メーリングリスト依頼先会社の事業再編について
- (4) 厚生労働科学研究
  - ① 精神障害者保健福祉手帳のあり方に関する研究(白澤、築島他 敬称略以下同じ)
  - ② 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究(山下)
  - ③ 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究(山下)
  - ④ 措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究(川関・岡崎)
- (5) センター相談電話一覧の作成
- (6) 全国精神保健福祉センター長会ホームページの作成
- (7) 全国精神保健福祉センター長会からの一般向け広報のあり方
- (8) NOVA出版からの依頼について
- (9) 役割分担
- (10) 定期総会要録(案)
- (11) その他

#### 3 協議事項

- (1) センター運営要領の改訂に向けて(川関、山崎)
- (2) 臨床心理技術者の国家資格化問題(桑原)
- (3) 地方精神保健福祉審議会の必置規則の見直しについて(岡崎、山下)
- (4) その他

#### 4 閉会

## 平成17年度 全国精神保健福祉センター長会理事会（第1回）

日時：平成17年 8月 5日（金）10:00～10:50
場所：アジュール竹芝 東京都港区海岸 1-11-2

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 報告事項

- (1) 経過報告（山下）
- (2) 第1回大都市部会報告（岡崎、敬称略、以下同じ）
- (3) 第108回精従懇報告（7月23日（土））（桑原）
- (4) 全国精神医療審査会連絡協議会について（山下）
- (5) 全国精神保健福祉センター所長会議（厚生労働省主催）について（山下）
- (6) 平成17年度全国精神保健福祉センター長会議及び研究協議会について（山下）
- (7) 精神保健指定医研修会について（山下）
- (8) その他

#### 3 議事

- (1) 平成16年度事業報告及び収支決算報告
- (2) 平成17年度事業計画（案）及び収支予算（案）
- (3) 役員改選
- (4) その他

#### 4 報告及び協議

- (1) 自立支援医療制度運営調査検討会について（桑原）
- (2) 障害者自立支援法案への対応（精神保健福祉課との意見交換）について（川関）
- (3) 平成17年度厚生労働科学研究
  - ① 「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」について（白澤、築島）
  - ② 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」（山下）
  - ③ 「措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究」（岡崎、川関）
- (4) 精神保健福祉審議会についての調査報告（岡崎）
- (5) その他

#### 5 閉会

資料 第1回理事会出席者名簿

## 平成17年度 全国精神保健福祉センター長会理事会（第2回）

日時	平成17年 9月12日（月）11:00～12:00
場所	WEST19（札幌こころのセンター）

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 報告事項

- (1) 国立精神・神経センター精神保健研究自殺予防支援ホームページ
- (2) 「社会的入院の解消に向けて（精神医療委員会報告）」（日本精神保健福祉士協会）
- (3) メーリングリスト依頼先会社の事業再編について
- (4) 厚生労働科学研究
  - ① 精神障害者保健福祉手帳のあり方に関する研究（白澤、築島他、敬称略以下同じ）
  - ② 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究（山下）
  - ③ 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究（山下）
  - ④ 措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究
- (5) センター相談電話一覧の作成について
- (6) 全国精神保健福祉センター長会ホームページの作成
- (7) 全国精神保健福祉センター長会からの一般向け広報のあり方
- (8) NOVA出版からの依頼について
- (9) 役割分担
- (10) 定期総会要録（案）

#### 3 協議事項

- (1) センター運営要領の改訂に向けて（川関、山崎）
- (2) 臨床心理技術者の国家資格化問題（桑原）
- (3) 地方精神保健福祉審議会の必置規制の見直しについて（岡崎、山下）
- (4) その他

#### 4 閉会

## 平成17年度 全国精神保健福祉センター長会理事会（第3回）

日時	平成18年 3月26日（日）10:30～15:00
場所	東京都立精神保健福祉センター（上野）

### 次 第

#### 1 開会

#### 2 報告事項

- (1) 経過報告
- (2) 大都市部会（岡崎、敬称略、以下同じ）
- (3) 精神医療審査会会長会議、全国精神医療審査会連絡協議会理事会、総会（岡崎）
- (4) 精神保健従事者団体懇談会（桑原）
- (5) 平成17年度厚生労働科学研究
  - ① 普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究（原田、山下）
  - ② 普及啓発の組織的・戦略的推進に関する研究
  - ③ 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究
  - ④ 措置入院制度の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究（岡崎）
- (6) その他

#### 3 協議事項

- (1) 精神医療審査会事務に関するQ&A（川関）
- (2) 精神保健福祉課への要望事項のとりまとめについて
- (3) 自立支援医療みなし認定等について
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究（白澤）
- (5) 相談電話一覧、会員名簿等の提供について（築島、山下）
- (6) 平成18年度の会報編集について
- (7) 平成17年度事業報告（案）、決算（案）
- (8) 平成18年度事業計画（案）、予算（案）
- (9) 平成18年度役員体制
- (10) その他

#### 4 閉会

## 平成 17 年度 全国精神保健福祉センター長会常任理事会（第 1 回）

日 時 : 平成 17 年 6 月 5 日 (日) 10:30~16:00
場 所 : 東京都立精神保健福祉センター (上野)

出席者 (敬称略) : 山下, 白澤, 川関, 築島, 岡崎, 伊勢田, 佐々木, 桑原, 数川, 下野, 山崎

### 1 開会 (山下会長代行)

### 2 報告事項

#### (1) 平成 17 年度会員名簿について (山下)

新たな会員名簿については近日中にメーリングリストで流す予定である。

#### (2) 経過報告 (山下)

- 4 月 5 日、厚労省渡渡辺課長補佐より、指定医研修会に厚労省から出席ができないので、厚労省の代わりに、精神保健福祉センターの立場でいいので研修会の中で行われる事例研究に出席してほしい旨、センター長会 (山下会長代理) に要請があったが、精神保健福祉法の解釈についての代役は困難であり、お断りした。個別には東京都のセンターに要請があった。
  - 厚労省渡渡辺課長補佐より、人事院が作成する「職員の心の健康づくりのための指針」に全国の精神保健福祉センターのリストと若干の説明文を掲載したいとのことで要請があり、一部訂正した上で提出した。
  - 厚労省矢島課長より、「臨床精神医学」8 月号に障害者自立支援法の特集を組むとのことで、出版社を通してセンター長会にも原稿依頼があり、山下会長代行が個人名で執筆する予定である。
  - 厚労省渡渡辺課長補佐より、障害者自立支援法において、「重度かつ継続」の対象範囲について 2 年間をかけて検討していくが、センター長会からも協力してほしい旨の要請があり、関東圏のセンター長からということから、神奈川県桑原所長に依頼することとした。
  - 国立精研の竹島部長からセンター長会の名簿を精研所長、竹島部長の手持ちということだけでいいかとの要請があり、提供することとした。
- その他、以下の報告があった。
- 平成 16 年度厚生労働科学研究「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」は、報告書を作成、全国に配布した。新たに、17 年度の研究について補助金交付申請をした (白澤)。

#### (3) 精神保健従事者団体懇談会 (桑原)

- 3 月 26 日に第 106 回精神保健従事者団体懇談会が行われた。5 月から精神保健福祉士会に事務局を交代し、代表幹事も日本精神科看護技術協会から日本作業療法士協会に交代となること、障害者自立支援法に対する要望書を提出するため樋田先生にまとめてもらうことなどが決定した。
- 5 月 28 日に第 107 回精神保健従事者団体懇談会が行われた。事務局が精神保健福祉士協会となること、代表幹事は、伊藤哲寛 (日本精神神経学会)、樋田精一 (日本病院・地域精神医学会)、早川昭 (日本作業療法士協会) の 3 氏とすることなどが確定した。障害者自立支援法に対する精從懇としての要望書はまとまっていない。定例会に参加したメンバーの連名で提出することとなり、「障害者自立支援法に関する見解」として 5 月 28 日に提出した。

#### (4) 全国精神保健福祉センター研究協議会について (築島)

場所は札幌市精神保健福祉センター。所管は北海道立精神保健福祉センターの田辺等所長のもと 9 月 12 日~13 日の日程で開催される。センター長会会議を開催している時間帯に職種別の意見交換会のような形の会を行いたいと考えている。講演予定としては、厚労省矢島課長と前北海道センター長の伊藤哲寛先生の二つの講演となっている。

懸案事項となっている日本公衆衛生学会との関係については、常任理事会で協議の結果、センター研究協議会を公開する形で、広く日本公衆衛生学会の会員に案内してはどうかということになり、山下会長代行、築島常任理事が田辺所長とコンタクトをとることになった。

その結果、今年度はすでにこれまでどおりの開催方法で準備を進めていただいているため、公開等の

変更は困難との判断に至り、来年度以後の検討課題とすることとした。

(5) 後援名義使用許可について

- ① 全国精神障害者地域生活支援協議会第9回全国大会 in 大阪  
平成17年7月16日(土)～17日(日) WTC コスモタワー
- ② 第5回全国こころの美術展  
平成17年7月2日(土)～4日(月) アクロス福岡交流ギャラリー  
平成17年7月22日(金)～26日(火) 新宿パークタワー

### 3 協議事項

(1) 役割分担及び顧問について (山下)

全国精神医療審査会連絡協議会副会長は来年2月までは青木前センター長会会長のままだが、その後はセンター長会のあて職にするかどうかは検討していく。その他担当常任理事については以下のように変更となった。平成16年度(第45号)の会報編集は島根県センターと中国・四国のブロック担当常任理事が担当する。「精神障害者保健福祉手帳のあり方に関する研究」は、白澤副会長、築島、数川、山崎の各常任理事が引き続き担当する。大都市部会担当は岡崎常任理事。厚労省精神保健福祉課との意見交換は川関副会長。全国精神保健職親会担当は保留。広報担当は山下会長代行が退き、山崎常任理事のみ。その他は現行どおり。

顧問の佐野光正先生が静岡市のセンター長になられたので、センター長在任中は顧問からはずさせていただくこととし、次回理事会で議決する。

(2) 事務局体制について (山下)

センター長会の事務をすべてセンター内で行うことについて、事務量の増加のためむずかしいため一部外部委託することとし、現在の人件費2万円を10万円(最大限)まで引き上げることとする。

(3) 常任理事会の定例化について (山下)

原則偶数月の第1土曜日を常任理事会の開催日とする。現在の予定としては、10月2日(日)、12月10日(土)、平成18年2月4日(土)、3月26日(日)の日程で開催する。

(4) 精神保健福祉課との意見交換及び障害者自立支援法への対応について (川関)

今年1月以来、厚労省と月1回ペースで情報交換している。法律の骨格は決まっているが細かい部分については政省令を検討しているということであり意見を出していく意味があると思われる。3月3日、4月7日の意見交換では自立支援医療や医療計画の見直しを中心に話し合った。5月12日は障害程度区分判定、ケアマネジメントなどについても話し合われた。6月2日に予定されていた意見交換は国会審議がストップしていることもあり中止となり、6月5日の常任理事会に矢島課長が出席して意見交換することとなった。

(5) 「重度かつ継続」検討会について (山下、桑原)

そもそも通院医療費公費負担制度はあくまでも医療施策であり、障害の概念でいくのかどうか? 障害者自立支援法は、障害の程度を規定していない。通院医療費公費負担制度がいつのまにか障害者福祉施策にすりかわった。精神障害者保健福祉手帳を取得することで、自立支援医療を受けられるとするなど考えたほうがいいのか? 等の意見が出された。論点をセンター長会の中で出してもらいながら、更生医療や育成医療の基本的な部分も参考にして意見集約していくこととする。

(6) 平成17年度厚生労働科学研究

① 「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」(白澤 他)

平成17年度の補助金が109万円。今年度は診断書に盛り込まれるべき情報のリスト(案)と全国的に標準化された精神障害者保健福祉手帳の指針(案)を作成する。研究協力者については7月のセンター長会総会のときに協力者を募り補充していく予定である。

② 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(山下)

山下会長代行が分担研究者として参加。「精神医療、特に精神保健福祉センターや保健所での犯罪被害者の精神的治療システムの構築に向けての研究」を行っていく。

③ 「措置入院制度等の適正な運用における精神医療審査会のあり方に関する研究」(岡崎、川関)

平成16年度報告書を出し、全国61の審査会の指標一覧を作っている。平成17年度はフランスの活動などを調査するなど考えているようである。センター長会としては第3者的な関わりになっている。

(7) 平成 17 年度全国精神保健福祉センター長会総会について（山下）

日程については未定。

協議事項としては、「重度かつ継続」の対象範囲について、障害者自立支援法がらみで精神保健福祉センターのあり方について、地方精神保健審議会の活動状況についてなどを予定している。

#### 4 厚労省矢島課長との意見交換

午後 1 時前から 3 時過ぎまで、厚労省矢島課長をお迎えして常任理事会の中で意見交換を行った。まず、センター長会が用意した質問項目（「平成 17 年 6 月 5 日厚生労働省精神保健福祉課との意見交換用メモ」を参照）に課長が回答していく形で情報交換が進められた。以下、情報交換での課長回答の概要を示す。

(1) 全体について

- ・ 身体、知的でも心の問題を抱えている人は多い。精神の間口は広がっていくと考える。
- ・ 所得保障については、生活保護に陥らないようにと考えている。
- ・ 就労ということがキーワードである。所得保障に近づけるルートは障害者自立支援法の中に作ったと思っている。
- ・ 世帯の所得認定については、住民票上の世帯を健康保険、国民保険との関係で考えている。
- ・ グランドデザインの内容はすべて盛り込んでいる。政省令で 3 障害に共通したものを作っていく。
- ・ 極めて重度な障害者に対するサービスについても、ACT チックなものを考えている。
- ・ 小規模作業所については、新事業体系への移行を考えている。NPO 法人でも可能にするし、空き教室や空き店舗の利用など規制も緩和する。

(2) 自立支援医療について

- ・ 「重度かつ継続」は今月中に第 1 回の検討会をする。病院団体や診療所団体がいろいろデータを持ち込んでくれる。
- ・ みなし認定については、どれだけ準備期間があるかは国会の審議の結果にかかっている。
- ・ 所得認定は世帯である。
- ・ 負担の上限管理は、いわゆるラジオ体操方式を考えている。都道府県によって違うやり方で考えてもよいという方向になることも考えられる。都道府県の裁量の範囲内。
- ・ 生活保護を受けている患者の精神医療状況が将来的にはレセプトが回らないことで把握できにくくなること（病院にかからなくなることのチェックなど）への問題指摘に関しては国のほうでも確認するようにしたい。
- ・ 外来公費負担の適正化は、指定医療機関を更新制にするので、そこできちんと審査する。
- ・ 広報周知は、国としては官報に出すことで国民に知らせたということになるが、責任の所在が市町村か都道府県かということもあり、国のほうでも検討する。

(3) 障害程度区分とサービス給付のしくみ

- ・ 地域生活支援事業は従来の補助金と同じ枠組み。市町村の持っている枠の中でやってもらう。個別給付ではないので 1 割負担ということはない。自治体によって利用料を考えてもらう。
- ・ 障害程度区分では、介護給付については精神障害の多くがはじかれてしまう（軽く判定されてしまう）ので、二次判定を行う。もしくは、訓練等給付ということになる。
- ・ 訓練等給付は、スコアはつけるが、希望する人にはみんなやらせようと思うので、医師の意見書は必要ない。
- ・ ショートステイだけでサービスを動かすわけではないので、ショートステイなどの緊急性のあるサービスについて、利用手続きに時間がかかって問題となることにはならない。
- ・ 長期入院して住民票が病院にある人については、基本的には住民登録している市町村で審査を行うこととなる。
- ・ 公設公営、公設民営の社会復帰施設も補助金はなくなる。
- ・ 今受けているサービスが途切れることのない様、訓練等給付をうまく使って移行させていく。
- ・ 医師意見書の費用は本人負担となる。

- (4) 障害者福祉に関する事業や施設等の体系の変更（平成 18 年 10 月実施）
- ・ 報酬、個別単価など予算要求して予算がおってからとなる。
  - ・ 生活支援センターの基準等、これから検討していくところである。
  - ・ ケアマネジメントは、介護給付・訓練給付について一件当たりいくらという金額を決めていく。すべての人にケアマネジメントということではなく、ケアマネジメントの対象を決めていく。
- (5) 市町村障害者計画
- ・ 市町村障害者計画策定を義務規定にしてバラつきを減らす。
  - ・ 市町村に数値目標を作らせる。
- (6) 退院促進と精神科医療の改革
- ・ 都道府県には退院促進計画を出させる。
  - ・ 72000 人分の受け皿を作るものを全国に割り振る。
- 以上の検討内容を中心に意見交換した。今後も月 1 回程度の意見交換を行っていく。

## 平成 17 年度 全国精神保健福祉センター長会常任理事会（第 2 回）

日 時 : 平成 17 年 10 月 2 日 (日) 10:30~15:00
場 所 : 東京都立精神保健福祉センター (上野)

出席者 (敬称略) : 山下, 白澤, 川関, 築島, 岡崎, 伊勢田, 佐々木, 桑原, 数川, 下野, 原田, 山崎

### 1 開会 (山下会長)

### 2 報告事項

#### (1) 役割分担について

広報担当としてあらたに、原田、下野の両常任理事に加わっていただく。特に今年度はホームページ作成についても検討していく。その他の役割分担は 9 月のセンター長会会議で報告したとおり。

#### (2) 精神保健福祉審議会についての要望 (山下、敬称略、以下同じ)

すでにメーリングリストで報告しているように、厚労省新村課長宛に「地方精神保健福祉審議会の必置規制の見直しについて (要望)」の文書を提出した。常任理事会の議論の中で、法案がほぼ確定した今の時期に要望書を提出することへの疑問が意見として出たが、山下会長から、「法改正されるとしてもセンター長会としての見解を国に認識していただくこと、及び今後のことを含めて要望したということである」との説明がされた。

#### (3) 精神保健従事者団体懇談会 (桑原)

10 月 1 日に定例集会有った。今回はシンポジウム形式で行なう予定である。

(法案が流れた) 臨床心理士、医療心理師のふたつの資格を今後一本化していくのは難しいだろう。精従懇としては、特にアクションを起こしていくということはない。OT 協会から代表幹事が出される。

精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究の PDF ファイル化した報告書を配布してもらうように精従懇事務局に預けた。

第 110 回定例集会有、11 月 26 日にシンポジウム形式で行なう。「自立支援法案をめぐってよりよい地域支援のために」といった内容である。各団体 5 名くらい参加可能であるとのこと。

#### (4) 後援依頼

全国精神障害者社会復帰施設協会の「第 10 回全国生活支援～おきなわ大会」への後援依頼があり承諾した。

#### (5) メーリングリストについて

アンケート等でメーリングリストの利用件数が増えて、資金運営上大丈夫かという懸念があったが、使用料金が利用件数によって増すということはないので、現状のまま様子を見ていくこととする。

#### (6) その他

NOVA 出版から依頼のあった「こころのネットワーク」サイトへの各精神保健福祉センターのリンクについては、前回センター長会会議で決議したように、各都道府県・政令市の自治体判断に任せるということですすめていく。何か問題があればセンター長会としても対応を検討する。

### 3 協議事項

#### (1) 厚労省精神保健福祉課との意見交換について

9 月 30 日、山下会長、川関副会長とで精神保健福祉課に出向き、新村課長、鷺見課長補佐らと話し合った。今後も意見交換していくことを承諾していただいた。精神医療審査会会長会議についても「全国的な標準化のために大事なことなのでつづけていただきたい」旨伝えたと、  
「なぜ廃止するようになったのか十分把握していないので、調べた上で返答する、精神保健福祉法改正もあるのでそれをふまえてという考え方もある」「センター運営要領の改訂についても意見を出してもらえば検討する」とのことであった。

(2) 障害者自立支援法案（再提出）について

障害者自立支援法案が国会に再提出されることとなった。厚労省としては政省令を11月末か12月にかけて出したいと考えているようだが、なかなか余裕がないのが実状のようである。しかし自治体としても準備のこともあるので、そのことを考慮して進めていってもらえるように申し入れている。

議論の中では、「自立支援医療に32条から移行する上で、どういう手続きを取ればいいのか、できるだけ簡便にしてほしい」「世帯の所得の確認などは市町村でしっかりやってからセンターにあげてもらいたい。センターが事務センターになってしまうことが危惧される」「精神保健福祉課との協議をはやさく行う必要がある」等の意見が出された。

(3) センター運営要領の改訂に向けて（川関）

札幌でのセンター長会議でも議論したが、その後メーリングリストでも意見を募って改訂案をまとめた。今後の自立支援法や政省令の発表などの動向を見極めてからセンター運営要領の改訂に向けての要望を提出する。

以下、改訂の要点を列記する（下線部が追加、修正部分）

- ◎ 法第32条の記載を、障害者自立支援法第〇〇条・・・に変更する
- ◎ 1. センターの目標に、・・・精神障害者の社会復帰の促進・・・と追加する。また、・・・人権の擁護・・・を追加する
- ◎ 3. センターの業務（1）企画立案に、・・・地域間の格差や偏りを是正し・・・を追加。・・・地域における精神保健福祉の評価に基づく施策・・・を追加する
- ◎ 3. センターの業務（2）技術指導及び技術援助に、・・・精神障害者へのサービスを適切に提供するため・・・を追加する。
- ◎ 3. センターの業務（3）教育研修に、・・・人材の育成及び技術的水準の向上・・・を追加する
- ◎ 3. センターの業務（6）精神保健福祉相談の中の、痴呆を認知症に変更する
- ◎ 4. その他（1）に、先駆的な地域精神保健福祉活動の実践に資するため、診療機能やデイケア、社会復帰施設等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療及びリハビリテーション業務に際しては、精神医療審査会事務並びに・・・と追加修正
- ◎ さらに、保健所及び市町村業務運営要領の「第2部 市町村」が改正される際には、市町村支援における精神保健福祉センターの役割を追加するように要望する

常任理事会の議論の中で、司法との連携を加える必要があるのではないかという意見も出されたが、積極的に司法との連携を打ち出す必要があるのか等論議され、司法との連携は加えないこととした。

(4) 第2回「重度かつ継続」検討会について（桑原）

医療というところに特化するのか、障害者福祉を考えていくのかという基本的な問題がある。6月の第1回のときから議論は混沌としている。8月に行なう予定の会が流れて、10月5日に第2回目の会を行う。ベクトルとしては医療よりも福祉に向くのではないかと思われる。障害者ということを念頭に置いた仕組みになるのだろうと思われる。それには申請者の問題、判定者の資格の問題も出てくる。エビデンスに基づいたものがかなり求められている。第1回の会では圧倒的に医療側の主張であった。第2回、第3回で育成、更生の側からどこまで出てくるのかが注目される。厚生労働科学研究（竹島研究班）の中で方向性が出されていくので、そこにセンター長会がどう絡んでいくか、センター長会での手帳の研究をどう絡ませていくのか戦略を立てていく必要がある。「生活のしづらさ」というところをどのように出していけるかが重要と思われる。

議論の結果、「疾患名は不適」「状態像は問題がある」「生活のしづらさを加味するべき」ということが導き出された。さらに、手帳制度の問題点を明らかにし、手帳を「重度かつ継続」に使えるものにしていくためにはどのような点を改善すれば手帳制度の導入が可能かを提示し、手帳制度の導入が時期尚早としている竹島先生の研究とつなげていくことの重要性が確認された。

(5) 平成 17 年度厚生労働科学研究

① 「精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究」(白澤 他)

9 月 11 日札幌、10 月 1 日東京で研究会議をもった。診断書書式の変更や、書式だけでなく手引きの変更でどこまでばらつきを無くすることができるかが検討された。自立支援法から手帳制度が取り残された状況ではあるが、手帳制度を使えるものにしていくことも今後必要となる。

統合失調症を基本モデルとして、それと同等の障害レベルを判定することが必要ではないかという考え方が出された。

ICF に照らし合わせて、8 項目、5 段階を見直していくことが必要である。診断書にある 5 段階の記載欄を削除し、診断書を書く医師の側で 5 段階判定するのではなく、審査判定側が判定する必要があるのではないかという案も出された。

今後は、書式の改訂案・あらたな記載マニュアル・あらたな判定マニュアルを作り、昨年度の模擬症例をそれらによって判定して昨年度の結果と比較していく形で研究を進めていく。

② 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(山下)

精神保健福祉センターにおける犯罪被害者支援の取り組みに関するアンケート調査を作成している。まもなく完成する予定なので、是非ご協力をお願いしたい。

(6) 平成 18 年度厚生労働科学研究申請について

手帳の研究は今年度で一応終了するが、手帳の診断書書式等を改訂したものを普及させ、その効果をモニタリングする研究をさらに 2 年間行なっていく方向で検討していく。

(7) 精神保健福祉相談員のあり方について(資格取得講習会を含む)

自立支援法施行、精神保健福祉法改正の中で市町村に精神保健福祉相談員をおくことができるようになってくるが、精神保健福祉相談員のあり方をどうしていくかが話し合われた。資格取得講習会をほとんどの都道府県がおこなっていない。また、資格のあり方や自治体での採用の状況にばらつきがあり、どう見直していくかをアンケート調査し、全国精神保健福祉相談員会に意見を求めるなどしていくこととする。

(8) センター長会ホームページについて

広報担当で案を作り検討していくこととする。内部向けと外部向けの 2 通りのものを考えていく。

(9) その他

精神医療審査会連絡協議会及び会長会議を重要なものとしてセンター長会が捉えていることを国にも認識させていく必要がある。そのためには、センター長会から会長が精神医療審査会連絡協議会に入って関わっていくことが重要であることが話し合われた。

平成 18 年 2 月の役員改正に際して、連絡協議会の副会長に、山下会長が青木前会長の後任となることと連絡することとする。

4 閉会

5 第 3 回常任理事会 12 月 10 日(土) 東京都立精神保健福祉センター

## 平成17年度 全国精神保健福祉センター長会常任理事会（第3回）

日 時 : 平成17年12月10日(日) 10:30~15:00
場 所 : 東京都立精神保健福祉センター (上野)

出席者 : 山下, 白澤, 川関, 山崎, 築島, 岡崎, 伊勢田, 佐々木, 桑原, 數川, 下野, 原田

### 1 開会

- 会長挨拶
- 伊勢田所長より、日本精神障害者リハビリテーション学会発行「英国保健省 精神保健に関するナショナル・サービス・フレームワークー5年の経過ー」の紹介。  
英国の自殺予防対策、人格障害者への対応なども紹介されている。  
近々、各精神保健福祉センターに、1部ずつ配布されるとのこと。

### 2 報告事項

- (1) 精神保健福祉課との意見交換について (川関, 敬称略, 以下同じ)
- (2) 第3回自立支援医療制度運営調査検討会 (桑原)
  - 第2回検討会では全く見えなかったものが、第3回で大きく緩和、柔軟された。  
診療報酬の点数の高さや、診療日数の多さなどからの、医療的な重度と言う観点になった。
  - F3までは、「重症かつ継続」に含まれ、Fコードも、2桁(Fも一桁として)で整理された。
  - 初診当初から、詳しいICD分類が難しいと言う考えもある。
  - 3年以上の精神科従事の基準は、事務局預かり。
- (3) 精神保健従事者団体懇談会 (桑原)
- (4) 全国精神医療審査会連絡協議会役員会
- (5) 平成17年度厚生労働科学研究
  - ① 自立支援医療の給付のあり方に関する研究
    - 竹島先生が担当、今年度限り。
  - ② 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究 (佐々木)
    - 今年度が初年度。各団体が、普及啓発に取り組んでいるが、今後連携を計りたい。  
その結果をまとめ、国立精神・神経センターの方で立ち上げたい。自殺予防に関して、各団体の活動を立ち上げているが、同じような多くの課題を立ち上げたい。
  - ③ 普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究
    - 新規の研究、今後、山下、佐々木、山崎、原田で検討する。
  - ④ 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究
    - まもなくアンケートが完成。DV・虐待を含めると。
  - ⑤ 保健所の精神保健福祉事業のあり方研究
    - 大阪府茨木保健所所長 柳 尚夫氏よりの「全国調査協力のお願ひ」の依頼有り
- (6) 後援依頼
  - 第30回全国精神保健福祉業務研修会(全国精神保健福祉相談員会)
- (7) その他

### 3 協議事項

- (1) 精神医療審査会会長会議等について (川関)
  - ① 全国精神医療審査会連絡協議会総会
  - ② 事務担当者会議
  - ③ 大都市部会
    - 精神医療審査会会長会議は、2月24日午前で開催。(来年度以降の開催は不明)
    - 全国精神医療審査会連絡協議会総会は、同日の午後で開催。

- 大都市部会は、前日（23日）午後開催（横浜市担当）。
  - 事務担当者会議は、平成15年度より3回開催している。国としては会長会議のみ開催。今後、担当者会議の開催については、次回につなぐ形で必要があると思われるが、誰が主催するのか今後の検討課題。必要な内容は会長会議の中で取り上げていく方向で。
  - 来年度の連絡協議会シンポジウムは、平成18年10月28日に岡山で開催。
- (2) 自立支援医療「重度かつ継続」について
- 指定医療機関について、北海道では、医療機関は札幌市に集中しており、郡部には精神科医療機関がないので、紹介状を書いて、地元の開業医などを紹介している場合は、どうなるのだろうか。このあたりは、自治体の裁量権を認めても良いのではないか。
  - 診断書料をとるのかどうか。意見書と見なすのか。厚生労働省案では、F0～f3は、病名ではないので、診断書でないのではないか。
  - 診断書そのものに、医師の略歴を書くのは、いかがなものか。国は、診断書に書く場合と、申請だけで良いと言う場合があると。
  - 内科から、「重度」の人が出てくる。→的確な医療ができているのか。
  - 「見なし認定」に関して、本人通知をどうするのか。
  - 「見なし認定」と「本則認定」の食い違いがない方向が必要。
  - 「県」と「大都市」、近隣県同士の内容に格差がないように調整。
  - 自治体間の格差をどうするか。調整して、全国一律のものが欲しい。
  - 本則認定のための準備として、見なし認定も考えて行くことが必要。
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究（白澤他）
- 今年度4回開催。
    - 診断書に盛り込むべき内容を考慮し、新しい版を検討中。
    - 近々、メーリングリストに流すので、意見を求めたい。
    - 手帳と自立支援法を将来連動させるためには、精度を高める必要がある。
    - 多少、理念的なものもあげており、量的には大きな物になった。
    - 最終的には、障害の問題について、基礎的な研究の進歩も必要である。
    - 今後、手帳の存在意義が問われることもあるかも知れない。しかし、障害者雇用率の改正や、市町村の中での人数把握などを考えれば、手帳の意義役割は大きい。
- (4) 平成18年度厚生労働科学研究について
- 「手帳のあり方」を、さらに実用できるように続けたい。
  - 厚生労働省としては、新規の申請は、締め切っているの、自立支援法関係であれば、分担研究の中に入る事も考えられると。
  - 医療観察法の地域処遇に関しての研究について精神保健福祉課から会長に打診有り。協力可能と返事したがどうなるかは未定。
  - 研究協力依頼が会長宛にあるが、会長のみでは対応困難なため、調査研究担当の伊勢田先生に調整等の協力をお願いする。
- (5) 精神保健福祉センター相談電話等一覧表の作成について
- メーリングリストにて、依頼中。
- (6) その他
- 8月に中止になった精神保健福祉センター所長会議(厚生労働省主催)がどうなるかは現時点で未定。精神保健福祉課と調整する。
  - 来年度の常任理事会も基本的に偶数月の第1土曜を予定するが、詳細は、次回（2月）の常任理事会で決める。

#### 4 閉会

常任理事会当日資料

- 1 精神保健福祉課との意見交換
- 2 第3回自立支援医療制度運営調査検討会報告
- 3 全国精神医療審査会連絡協議会役員会
- 4 自立支援医療の給付のあり方に関する研究
- 5 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究
- 6 普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究
- 7 保健所の精神保健福祉事業のあり方研究
- 8 後援依頼(全国精神保健福祉相談員会)
- 9 「重度かつ継続」に関する意見書等
- 10 精神保健福祉センター相談電話等一覧表の作成について

## 平成 17 年度 全国精神保健福祉センター長会常任理事会（第 4 回）

日 時 : 平成 18 年 2 月 4 日 (土) 10:30~15:00  
場 所 : 東京都立精神保健福祉センター (上野)

出席者 (敬称略) : 山下, 白澤, 川関, 築島, 伊勢田, 佐々木, 桑原, 數川, 下野, 山崎

### 1 開会 (山下会長)

### 2 報告事項

#### (1) 経過報告

精神保健福祉センター所長会議については、今年度は行わないこととなった。そういう状況であるので、年度内に常任理事会レベルで国側と意見交換をしておくべきということで、今回鷲見課長補佐に来ていただいて講演・質疑応答することとなった。

#### (2) 精神保健従事者団体懇談会報告 (桑原, 敬称略, 以下同じ)

1 月 28 日第 111 回定例会集会在開催された。障害者自立支援法が公布されて以降、各自治体がいかに苦勞しているかが話題となった。隣県での対応の違いなどでの混乱もみられること、複雑な制度なので当事者にわかりづらいことなどが報告された。医療観察法の地域サイドでの処遇をどう考えていくかも話題となった。全精社協 (全国精神障害者社会復帰施設協会) が自立支援法施行の関係で施設がなくなるために団体もいづれなくなる方向にある。また、自立支援法におけるグループホームの考え方の相違 (規模、病院等の敷地内に設置することの是非等) 等で精従壘が一枚岩でなくなっているところがある。精神障害者の居住施策に関して参加メンバーの意見を中心に代表幹事がまとめ、「障害者自立支援法における精神障害者居住支援施策に関する見解」として社会保障審議会障害者部会に提出することとなった。

#### (3) 精神保健福祉センター相談電話一覧表の作成

相談電話で問い合わせがあったときにはこの一覧表を活用していただきたい。

(zmhc592 にてML で通知済み)

#### (4) 平成 17 年度厚生労働科学研究

##### ① 精神障害者の正しい理解を図る取り組みの組織的推進に関する研究 (佐々木)

普及啓発に関する資料収集に関する依頼が、各センターにも送付されていたところである。1 月 13 日八重洲富士屋ホテルにおいて第 2 回研究会「各団体の普及啓発に関する取り組みの現状」が開催され、佐々木常任理事が出席した。各機関・組織の取り組みについて、研究の進捗状況について (普及啓発に関する資料収集の回収状況) などが話し合われた。

##### ② 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究 (山下)

現在、国立精研でアンケートを回収して分析しているところである。今後常任理事、理事等の先生方にも研究参加してもらいたいと考えている。

#### (5) 平成 18 年度厚生労働科学研究 (予定)

##### ① 自立支援医療の適正な給付に関する研究

分担研究ということになる可能性があるので決定したらご協力願いたい。国の予算からは来年度も自立支援医療 (重度かつ継続) の検討会が行われる予定とみられる。

#### (6) 平成 18 年度全国精神保健福祉センター長会研究協議会 (數川)

10 月 23 日 (月) ~ 24 日 (火)、富山で研究協議会を開催する。プログラムはほぼ例年通り。初日は講演を 2 本 (①厚生労働省から、②地元の作家の方) 行う予定。公衆衛生学会との関係、一般演題発表への参加者を広く呼びかけるかどうかについて議論されたが、今後検討して決定していくこととなった。

下野常任理事からの情報では、平成 20 年福岡で開催される公衆衛生学会では、センター長会も同じ日に開催することも検討されているとのことである。しかし、参加登録費の問題、研究発表の形式の間

題などの課題があることなどが話し合われた。今後情報交換しながら検討していく。

(7) 後援依頼

全家連から第 18 回精神障害者の社会参加を推進する全国会議（リハ会議）への後援依頼があり、了承した。

(8) その他

白澤副会長から、緊急入院時の特例措置に関して「特定病院及び特定医師の要件について」厚生労働省内部で検討されている内容について情報提供があった。

### 3 協議事項

(1) 精神医療審査会会長会議等について（川関）

「精神医療審査会会長会議における精神保健福祉課の説明に盛り込んでいただきたい事項について」、各センターからアンケート回答をいただいた。担当者会議が開催されないこともあり、1 時間半の会議の時間の中で説明していただく内容等をアンケート回答からまとめたものを検討した。（zmhc619 にてMLで通知済み）

(2) 自立支援医療みなし認定等について

みなし認定に関してのガイドラインをどうしているのか、センター長会で集約していく必要があるのではないかと。疾患別データ、精神科以外からのものがどれだけあるのか等、全国的な調査をする必要があるのではないかと。適正な医療のために各センターの相互理解が必要。等々が話し合われた。

(3) 精神障害者居住支援施策に関する見解について（桑原）

精従懇代表が作成した見解案の取り扱いについて協議し、精従懇の定例会に参加したメンバーの名前で提出することを承認することとなった。（最終決定稿を zmhc620 にてMLで通知済み）

(4) 平成 17 年度厚生労働科学研究

① 精神障害者保健福祉手帳の判定のあり方に関する研究（白澤、他）

ア) 手帳に関するこれまでの「通知」の見直し、批判的検討を行う。イ) 数川先生が作成している「新たな診断書案」について、盛り込むべき情報を検討すべく、アンケート結果を踏まえた修正版を作成している。ウ) 作成した新しい診断書に基づく判定指針づくりのために、和歌山の北端先生が日常生活能力を中心とした数量化を試みている。その上で、模擬症例を作って、いくつかのセンターで判定してみる。来年度以降もセンター長会で研究を続けることが必要と思われる。

② 普及啓発における当事者の積極的参加とマスメディアによる支援に関する研究（山下）

原田先生がアンケート案を作っており、それをもとに研究班会議で検討していく。是非ご協力をお願いしたい。

### 4 意見交換

「障害者自立支援法の施行について」

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課 鷲見学課長補佐

資料(zmhc618 にてMLで通知済み)をもとに1時間ほど講演していただき、その後意見交換を行った。その中で以下のような説明、回答がされた。

● みなし認定、本則支給認定について

みなし認定と本則支給認定を一緒に出来るとしているが、4月から来年3月までの本則支給認定の診断書を同時にもらうようにして一挙に一年分の診断書が医療機関に集まってしまっていて医療機関がパンクしているところもある。結果的に制度自体が危ういものになる。例えば、みなし認定でいったん切って、その後本則認定をするなど工夫して柔軟にやってもらいたい。

● 申請について

患者自身が申請して上限管理表などを管理することが原則であるが、いろいろな運用の仕方がある。サポートがないと申請書を出せないひともいる。了解を取った上で医療機関から申請をする、医療機関から郵便が届くということもあるだろう。管理についても同様。患者さんが行うのが原則だが、患者さんが管理できないこともあるだろうし、了解を取った上で医療機関が管理するなど、いろいろな

運用があるだろう。原則論を聞かれば「患者さんが」ということで（厚生労働省は）答えることになるが、いろいろな運用の仕方があるということ。患者さんの知らないところで内緒でやるということは決してあってはいけないが、いろいろな運用の仕方があるということである。

● 薬局の取り扱い

処方等の重複があってはいけない。しかし、薬局の複数申請がいけないということを原則論だけでおさえられるのかということは難しい。時間外とかの場合など、薬局が1カ所じゃないといけないのかということもある。（厚生労働省の）課内でも議論になっている。Q&Aで出すことを考えている。細かい取り扱いについてどこまで出すのか悩ましいところであり、検討中。例えば、原則論だけは示して、あとは地域の実状でやってもらうのがいいのかということも考えられる。

● 精神科救急の問題

精神科救急が一般救急の中に取り入れられていない。一般救急とのリンクの中でどう考えたらいいのか、合併症病棟はどうあるべきなのか、精神科の中だけでなく、一般救急の人たちにも入ってもらって考えていきたい。個人的には来年度には何らかのまとめをしていきたいと考えている。

● 市町村へのサポートについて精神保健福祉センターに何を期待しているのか？

制度としてのアドバイスということ。市町村が事業を行うとき、そのマンパワーでやっていけるのかどうなのか、サービスをつくるために何が必要なのか等、いろいろな技術的なアドバイスだけでなく、法制度のアドバイスをしていく。市町村がやっていくためには技術的なアドバイスだけでなく、制度的な面でのアドバイスも必要。都道府県の事務担当者との連携が大事。これまでセンターと都道府県の事務担当者との関係が切れていたのが問題だと思う。センターと都道府県の事務担当者との考えが違っていたりしたことが問題だと思う。

● 地域生活支援事業

国が考えているもの以外に都道府県が独自にやっているものも、地域生活支援事業に組み入れたときにそれを国が認めてくれるかどうか？例えば、宮城県では患者クラブが市町村ごとに作られて市町村ごとにやっているが、国から補助金があれば市町村はやるといっているが、国から補助金は来るのかどうか？

市町村の判断である。包括に出る金の中で市町村が考えることであって、国が認めるか認めないかということではない。

● 自立支援医療の起点について？

申請受理日である。

医療機関にはやっかいな手間が発生するかもしれないが、日精協、日精診、日本医師会等の理解を得ている。

● 手帳との関係について？

障害程度区分は、手帳とはリンクしない。

● 退院促進支援は指定都市でも実施できるようにすべきではないか？

大都市特例は設けないことになった。ただし指定都市に委託することはできる。指定都市で実施していたものを県全体に広げるといって方向で検討していただければと考えている。

その後、常任理事会の議論の中では、保健所の体制について、障害者福祉だけではなく、精神保健をどうしていくのか、地域ケアをどうしていくのかという精神保健福祉センターの本来の役割をセンター長会で検討していくことが必要であること、そのために具体的なデータをもとにした戦略が必要であること等が話し合われた。

## 5 その他

- (1) 来年度の常任理事会の予定は、平成18年6月3日、10月7日、12月2日、平成19年2月3日、3月25日の予定である。
- (2) 厚生労働研究に研究協力者として、啓発普及の研究に有海先生（山形）、犯罪被害者の研究に川島先生（千葉）、富永先生（鹿児島）に加わっていただくこととなった。